

第8編 被害者救済

第1 救急業務

1 救急業務実施体制

令和2年4月1日現在、12消防本部が136台の救急車により、救命救急センター及び救急病院等との緊密な連携のもとに24時間体制を取り、県内全域において、救急業務を実施している。

○ 令和2年中の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数4,433件

(全出動件数の5.9%、前年比0.6%減)

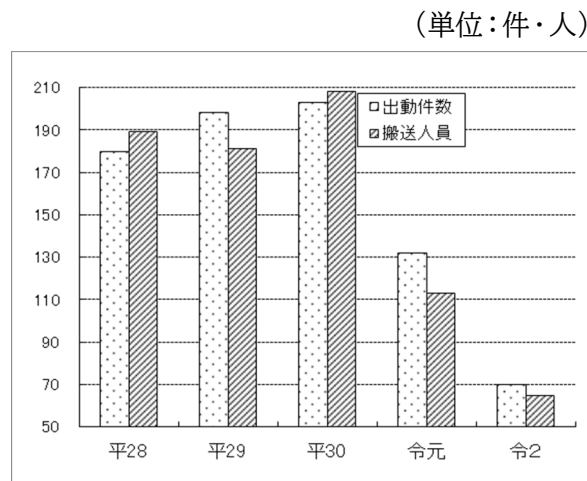
搬送人員4,386人

(全搬送人数の6.3%、前年比0.6%減)

(単位：件・人)

区分	年	平28	平29	平30	令元	令2
出動件数		6,541	6,269	5,937	5,490	4,433
搬送人員		6,636	6,315	5,856	5,422	4,386

※令和2年は速報値



2 高速道路における救急業務実施体制

高速道路において、沿線の11消防本部が東日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）と取り交わした覚書に基づき救急業務を実施している。また、消防本部間において消防相互応援協定を結び、管轄区域を越えた救急業務の実施及び大規模交通事故に対する応援体制をとっている。

○ 令和2年中の高速自動車道の交通事故に関する救急業務実施状況

出動件数70件

(高速自動車道全出動件数の51.1%

前年比4.1%減)

搬送人員65人

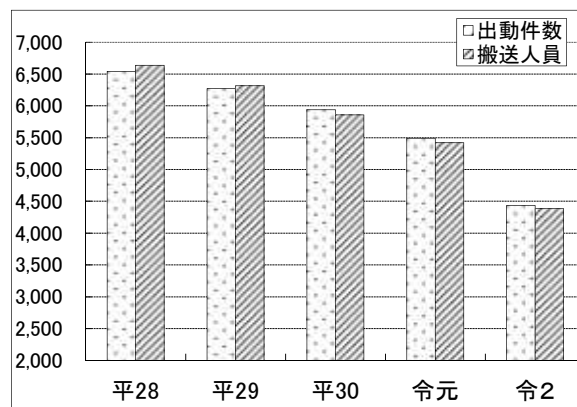
(高速自動車道全搬送人員の57.0%

前年比1.3%増)

(単位：件・人)

区分	年	平28	平29	平30	令元	令2
出動件数		180	198	203	132	70
搬送人員		189	181	208	113	65

※令和2年は速報値



第2 交通事故相談

交通事故による損害賠償請求や示談の仕方などについて、総合的な相談に応じた。

1 交通事故相談の実施

県が実施した交通事故相談については、県民広聴室県政相談コーナーに専任の交通事故相談員を配置し、相談業務の運営を強化して関係機関との連携を密にしながら相談にあたった。

また、(公財)日弁連交通事故相談センター及び(公財)交通事故紛争処理センターの利用についても周知徹底を図った。

(1) 常設相談

交通事故相談員2人を配置し、月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く)までの午前9時から12時、午後1時から4時まで相談に応じた。

○ 県庁本庁舎 県民広聴室 交通事故相談員2名 電話024(521)4281

(2) 巡回相談

遠隔地の相談者の便宜を図るため、1箇所(会津若松市)において、巡回相談を年間延べ2回実施した。

2 交通事故相談件数

交通事故相談件数は132件で、前年度205件より73件、64.4%減少した。

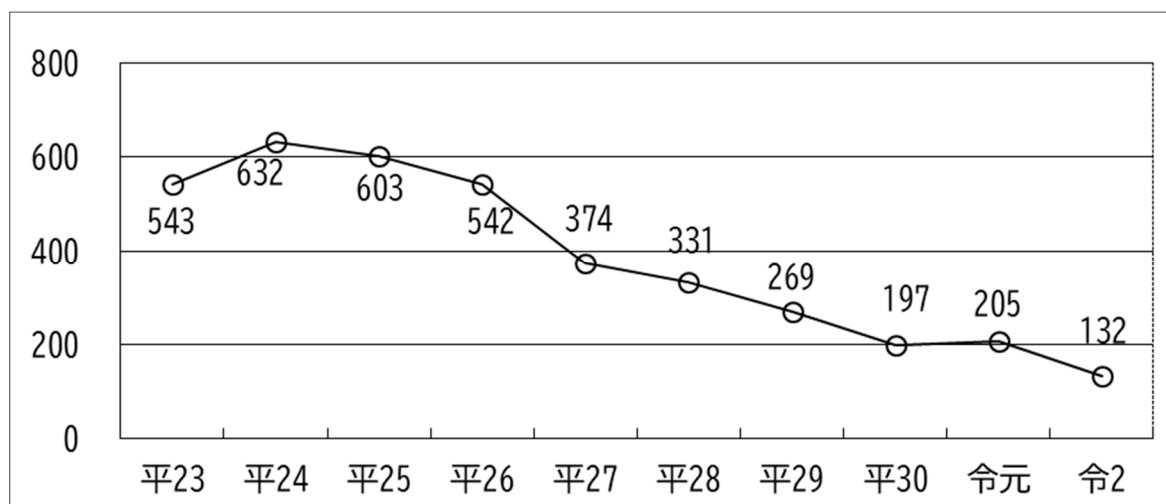
また、相談率は3.6%で、前年度4.3%より0.7ポイント下回った。

年度別相談件数

(単位:件・人・%)

事項	年度	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2
相談件数(A)		543	632	603	542	374	331	269	197	205	132
交通事故死傷者数(B)		11,949	12,277	10,733	9,329	7,978	7,231	6,455	5,310	4,721	3,681
相談率(A/B)		4.5%	5.1%	5.6%	5.8%	4.7%	4.6%	4.2%	3.7%	4.3%	3.6%

(単位:件)

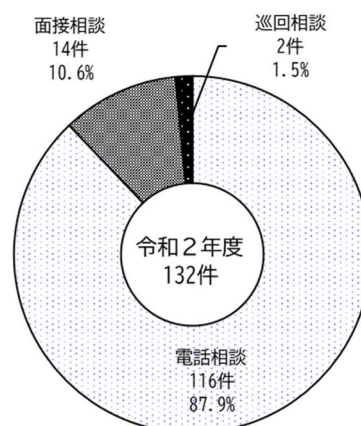


(1) 相談方法別受理件数

電話相談は、116件(87.9%)で、前年度174件(84.9%)より58件減少し、構成比は3.0ポイント増加した。

面接相談は、14件(10.6%)で、前年度28件(13.7%)より14件減少し、3.1ポイント減少した。

巡回相談は、2件(1.5%)で、前年度3件(1.5%)より1件減少した。



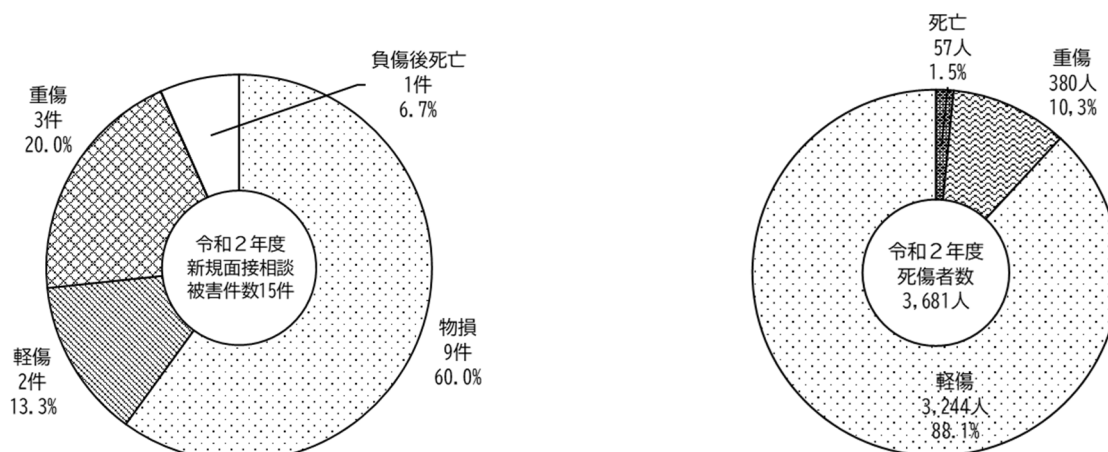
(2) 新規面接相談の交通事故被害状況

新規面接相談者14人に対し、被害件数は15件で、うち人身への被害が全体の40.0%を占めた。交通事故の死傷者数との関連では、交通事故による死亡者数が57人で前年度より3人増加したのに対し、死亡事故の相談は1件で前年度より1件減少した。

重傷事故の相談は3件で前年度より7件減少した。(重傷者数380人、前年度比143人減少)

軽傷事故の相談は2件で前年度より8件減少した。(軽傷者3,244人、前年度比900人減少)

物損事故の相談は9件で前年度より1件増加した。



(単位：件・%)

(3) 新規面接相談者の要旨別状況

新規面接相談者14人に対して、相談要旨は43件で、一人当たり平均3.1件相談していることになる。

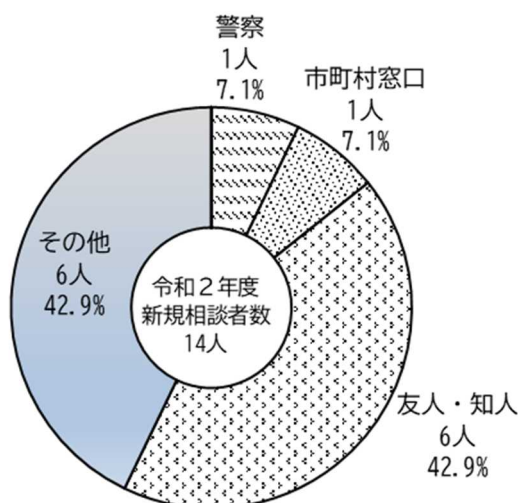
最も多い相談は、「賠償責任者」で、全体の27.9%を占め、次に「過失程度」が18.6%となった。

相談要旨	区分	相談件数 (A)	割合 (A) / (B)
① 賠償責任者		12	27.9%
② 賠償額の算定		4	9.3%
③ 過失程度		8	18.6%
④ 示談の仕方		3	7.0%
⑤ 示談解決後の変更取消		0	0.0%
⑥ 債務不履行		0	0.0%
⑦ 自賠償保険請求等		0	0.0%
⑧ 労災社会保険の使用		0	0.0%
⑨ 訴訟調停の利用		1	2.3%
⑩ その他		15	34.9%
計		43	100.0%
新規相談者数		14	

(4) 新規相談者の交通事故相談所を知り得た広報媒体

広報媒体で最も多かったのは、「友人・知人」で42.9%を占めた。

次に「市町村窓口」及び「警察」が7.1%となった。



3 市町村との連携

交通事故相談窓口の充実強化のために市町村相談窓口との情報交換を図った。

第3 被害者支援

福島県警察は、交通事故の被害者やその家族・遺族（以下「被害者等」という。）の現状や地域で被害者等を支える活動の必要性・重要性について県民に理解を深めてもらうため、年間を通じて「被害者に優しいふくしまの風運動」を展開している。

本運動では、福島県、公益社団法人ふくしま被害者支援センター等関係機関・団体と連携し、被害者等の交通事故による被害から回復・軽減を図るため、各種犯罪被害者支援施策を積極的に推進し、社会全体で被害者等を支える気運の醸成を図った。

1 関係機関・団体との連携

犯罪被害者等早期援助団体に指定されている公益社団法人ふくしま被害者支援センター、福島県、福島県被害者等支援連絡協議会等と連携し、「被害者に優しいふくしまの風運動」の県民への広報・啓発活動を行ったほか、市町村に設置されている犯罪被害者等施策担当窓口において、被害者等が総合的な情報提供等を適切に受けられるよう、働きかけを行った。

2 被害者等の視点に立った被害者支援

被害者等に対しては、その立場に立った迅速できめ細かな支援を行うとともに、被害者支援要員等を適切に運用し、

- 被害直後における付添い
- 各種要望への対応
- 病院等への付添い
- カウンセリング制度等各種支援制度の説明・実施

等の支援を行った。

また、交通事故に遭遇し困惑している被害者等に対し、被害者の手引「交通事故にあわれた方とその家族のために」を活用するなどして、刑事手続、救済制度等の情報を提供した。

3 被害者支援の気運醸成

被害者等の苦しみや悲しみを理解し、地域社会が一体となって被害者等を支援する気運を醸成するため、

- 中学校、高校において「命の大切さを学ぶ授業」と題した被害者遺族等による講演会
- 新型コロナウイルス感染症対策のため、被害者支援広報・啓発イベント「支援の輪を広げるつどい」を開催せず、被害者支援に関する「犯罪被害者遺族の声」と題した動画の公開やポスター・リーフレット等の配布を実施
- 地域で行われる交通安全教室等における交通事故被害者遺族の手記の朗読や各種被害者支援施策等を紹介する出前型ミニ講座
- その他被害者支援のための広報・啓発活動

等を実施した。